

令和6年第5回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月18日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本隆司 書記 堀田美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	竹内正	総合政策課長	岸本晃浩
観光商工課長	田中啓司	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	中村辰也	福祉課長	山口勉
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	池田和哉
建設課長	吉村卓也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課室長	青池和哉	パレア文化課長	山本裕之
歴史文化課長	松宮登志次	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第72号 若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 3 議案第73号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第 4 議案第 7 4 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 7 5 号 若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 6 号 令和 6 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 7 7 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 7 8 号 令和 6 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 7 9 号 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 8 0 号 令和 6 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 8 1 号 令和 6 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 2 号 令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 3 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 4 号 若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 8 5 号 若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 8 6 号 若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 8 7 号 指定金融機関の指定について
- 日程第 1 8 請願第 4 号 化学物質過敏症に関する請願について
- 日程第 1 9 発委第 5 号 若狭町議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第 2 0 発委第 6 号 若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部改正について
- 日程第 2 1 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時10分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番 北原武道君、14番 松本孝雄君を指名します。

～日程第2 議案第72号から日程第18 請願第4号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第2、議案第72号「若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について」から日程18、請願第4号「化学物質過敏症に関する請願について」までの17議案を一括議題とします。

この17議案については、去る12月3日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から、審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 藤田正美君。

○予算決算常任委員会委員長（藤田正美君）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和6年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第76号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」から議案第83号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの8議案であります。

議案審査のため、12月3日午前10時10分より、委員12名出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、一般会計・特別会計・企業会計に関する人件費補正ですが、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により8,795万円の増額であります。

議案第76号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,877万7,000円を追加し、予算総額を130億3,233万円とするもので、歳入の主なものは、町税が2,400万円の増額、国庫支出金が423万6,000円の増額、県支出金が1,539万8,000円の増額、繰越金が8,075万9,000円の増額、町債が1,070万円の増額などです。

次に歳出の主なものを申し上げます。

一般会計では、民生費は、障害福祉施設等物価高騰対策支援事業159万6,000円の増額、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業589万4,000円の増額。

農林水産事業費は、農村発イノベーション事業572万2,000円の増額、福井梅生産力強化支援事業1,134万円の増額。

土木費は、道路新設改良全般事業1,360万円の増額、急傾斜地崩壊対策事業110万7,000円の増額。

消防費は、消防費事業1,138万5,000円の増額。

教育費は、給食センター費519万3,000円の増額などです。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の概要であり、次に審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、環境安全課関連では、

問 敦賀美方消防組合の負担金の補正はあるが、若狭消防組合の負担金はないのか。

答 若狭消防組合の負担金については、組合で協議の結果、組合の2月議会で上程される予定であると聞いており、その後、対応する予定である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第77号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ119万4,000円を追加し、予算の総額を15億9,731万6,000円とするもので、歳入は、国庫支出金が924万円の増額、県支出金が600万円の減額、繰入金金が204万6,000円の減額であります。

歳出の主なものは、保健事業費48万3,000円の増額、諸支出金66万7,00

0円の増額などであります。

議案第78号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ740万7,000円を追加し、予算の総額を1億5,996万8,000円とするもので、歳入は診療収入が721万5,000円の増額、国庫支出金が19万2,000円の増額であります。

歳出の主なものは、医業費が638万3,000円の増額などであります。

議案第79号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ619万8,000円を減額し、予算の総額を20億5,506万6,000円とするもので、歳入の主なものは介護保険事業勘定の繰入金801万4,000円の減額などであります。

歳出の主なものは、介護保険事業勘定の総務費が888万7,000円の減額などであります。

議案第80号「令和6年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的支出において営業費用の予算の組替えをするものです。

議案第81号「令和6年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出において営業費用の予算の組替えをするものです。

議案第82号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、収益的支出において、営業費用で96万2,000円を増額するものです。

議案第83号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収入の医業収益1,754万2,000円の増額、医業外収益313万1,000円の増額により、収益的支出の医業費用2,067万3,000円の増額、また資本的支出の有形固定資産購入費90万2,000円を増額するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

上中診療所事業会計関連では、

問 歯科委託料とはどういったものか。

答 歯科については、昨年途中から、成果報酬による委託方式に切り替えており、患者数に応じた委託料を医師に支払うこととしている。

問 正職員やフルタイム会計年度任用職員をパートタイム会計年度任用職員に移行し、人件費抑制を進めるということだったが、正職員、フルタイム会計年度任用職員の給料は減額したが、パートタイム会計年度任用職員の報酬が増額となり、全体として人件費が増額となった理由は何か。

答 会計年度任用職員の雇用については、社会保険料など付随する費用の抑制などの

観点から、業務内容と照らし合わせてパートタイムに移行していただいている。今回は人事院勧告に基づくものが大きいため、全体で費用が増えることとなった。

質疑を終結し、議案第77号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第83号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの7議案、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、総務産業建設常任委員会委員長 倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員会委員長（倉谷 明君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和6年第5回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案7件であります。

議案審査のため、12月5日午前9時より委員6名出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第72号「若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。若狭町災害情報放送設備の設置に伴い、センター設備及び屋外拡声設備を管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき制定するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 災害情報放送設備は2集落に1基のところもあり、隅々まで放送が聞こえるのか。

答 スピーカー設備には、音声を遠くに飛ばせるタイプと周囲に広がるタイプの2種類があり、試験放送を行い、全集落で聞こえることを確認している。

問 条例では、放送設備により放送することができる事項が示されているが、熊の出没情報等をリアルタイムで放送できないか。

答 条例では、主に災害や防災に関する情報として、緊急時の放送を想定している。熊の出没情報等については、今後協議していく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第73号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」であります。令和6年8月8日に出された人事院の勧告に準じて、特

別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合を改定するため、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第74号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。令和6年8月8日出された人事院の勧告に準じて、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合と給料表を改定するため、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第75号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。地方公務員法第24条第2項等に基づき、一般職に準じた給料表の改定の効力発生時期となるよう改正するため、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」であります。令和7年4月1日から2年間、若狭町みかた温泉施設の指定管理者として、株式会社オーイングを指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 指定管理者の株式会社オーイングは、過去2回指定を受けているが、みかた温泉施設の収支決算はどうなっているのか。

答 年度協定の中に、毎年実績報告として決算報告を提出していただくこととなっている。令和5年度は町からの指定管理料2,800万円を含み、400万円の利益があったため、令和6年度については指定管理料を2,400万円としている。

問 町の負担を減らすためには、利益を上げる必要がある。条例では温浴施設の利用料について、町民と町民以外の区別はないが、町外の方の利用料金を上げられないか。

答 利用料金については、町民用に1割程度安くなる割引チケットを販売し、町外の方との差をつけている。町外利用者の利用料については、今後の状況を見て検討する。

問 物価高騰に対する補助金はあるか。

答 物価高騰に対する補助金はない。指定管理者との協議の中で、現在運営可能であるとの判断だが、今後の物価の状況を見て検討していく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」であります。令和7年4月1日から5年間、若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者として、一般社団法人熊川プロジェクトを指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「指定金融機関の指定について」であります。指定金融機関として、株式会社福井銀行を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 会計課の窓口にも今後も人員を配置されるのか。

答 令和7年4月1日からは、町職員で対応することとなる。

問 公金の自動振替作業の進捗状況はどうなっているのか。

答 約70%が手続を終えており、残り30%の方についても広報等を通じ周知していく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、教育厚生常任委員会委員長 谷川暢一君。

○教育厚生常任委員会委員長（谷川暢一君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和6年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案1件と請願1件であります。

議案審査のため、12月5日午後1時30分より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第84号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」であります。本案は、令和7年4月1日から5年間、若狭町若狭テクノパークの指定管理者として、公益社団法人若狭町シルバー人材センターを指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 指定管理者が行う業務の中に「身障者の雇用に最大限配慮すること」とあり、町

が身障者へ配慮することとしているが、実情はどうか。

答 現在までに若狭テクノパークでの就業希望者の中に身障者に当たる方はいない。

問 住民福祉という観点から、指定管理者の仕事の一つとして配慮できるか。

答 今後も就業希望者がある場合には、十分配慮させていただく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願1件であります。紹介者である増井議員から趣旨説明を聞き、意見聴取、質疑を行い、審査を行いました。

請願第4号「化学物質過敏症に関する請願について」は、化学物質過敏症に対する知識が一般的には広がっていないことから、周囲の理解や合理的配慮がなされるよう若狭町議会として賛成の意見を表明し、早急な社会的対策を求める内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問 町が行う場合、今回だけ何かつくって配布して終わりというのではなく、監理が必要になってくる。それがどの程度守れているのか、その障害の人が増えたのか減ったのか。その辺りまでとなれば大変な仕事量になると感じる。

答 今後、他市町とも情報共有し行っていただきたいという思いがある。

問 請願事項として町から広報、啓発を行うなど6項目あり、その全てを請願の対象とされているが、行政が全てを応えられることは難しいということが考えられるが、一部だけでも採択してほしいということか。

答 まずは全て認知いただき、町に理解してもらいたいということでこの請願は上がってきている。

質疑を終結し、討論では、

賛成討論 ごく僅かだとは思いますが、やはりこのことで苦しんでおられる方がいるということは、行政も議会も看過することはできない。この請願事項そのものの内容で請願するという事に賛成する。

討論を終結し、採決の結果、委員全員の賛成をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第72号「若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号「若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第72号「若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第73号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第73号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

る条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第74号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。

したがって、議案第74号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第75号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。

したがって、議案第75号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第76号「令和6年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」に対する討論

を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号「令和6年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。

したがって、議案第76号「令和6年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第77号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。

したがって、議案第77号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第78号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。

したがって、議案第78号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第79号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第3号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。

したがって、議案第79号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第80号「令和6年度若狭町水道事業会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号「令和6年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第80号「令和6年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第81号「令和6年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号「令和6年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第81号「令和6年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第82号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 8 2 号「令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第 8 2 号「令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第 8 3 号「令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 8 3 号「令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第 8 3 号「令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第 8 4 号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 8 4 号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」は、委員長の

報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第84号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第85号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第85号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第86号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第86号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第87号「指定金融機関の指定について」に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第87号「指定金融機関の指定について」は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第87号「指定金融機関の指定について」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、請願第4号「化学物質過敏症に関する請願について」に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

請願第4号「化学物質過敏症に関する請願について」を採択することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、請願第4号は、採択することに決定しました。

～日程第19 発委第5号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第19、発委第5号「若狭町議会議員政治倫理条例の制定について」を議題とします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 島津秀樹君。

○議会改革特別委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、発委第5号につきましての提案理由を申し上げます。

今回、若狭町議会議員政治倫理条例の制定についての提案理由を御説明を申し上げます。

少子高齢化による人口減少に伴い、地方議会議員の成り手不足が深刻化する中、全国知事会、全国町村議会議長会からの要望により、地方議会議員の成り手の確保を目的とする地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が昨年施行され、議員個人による地方公共団体に対する請負が300万円まで可能となるなど、規制が緩和をされました。

平成19年に施行された若狭町政治倫理条例では、議員の親族や親族が役員をする法人等に対し、地方自治法よりも厳しい規制を課しており、矛盾が生じることとなったこと、また社会状況の変化及び今般の法改正、また全国町村議会議長会からの通知等も踏まえ、議会の公正性を保つとともに法改正の趣旨に沿った若狭町議会議員政治倫理条例の制定を提案するものであります。

現行の若狭町政治倫理条例からの主な改正内容として、議員の親族や親族が役員である法人等の若狭町に対する請負禁止に係る規定を撤廃すること、併せてそれらの請負等の透明性の確保を図るために、議員の親族等に係る請負等の状況の報告並びに公表を規定するものであります。

加えて新たに議会議員が役員である法人、その他の団体においては、町の指定管理者の指定を受けることを禁止する内容を規定するものであります。また、議会議員が遵守すべき政治倫理基準を見直し、規定に反する疑いが持たれた場合には、審査機関を議会において設置し、必要な措置を講ずることを規定することにより、議会及び町政に対する町民の信頼を確保し、若狭町議会の独立性と民主的な町政の運営及び発展に寄与することを目的として、この案を提出させていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ御決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

それでは、若狭町議会議員政治倫理条例の制定について質問をさせていただきます。

2点ございます。

1つ目の質問です。

現行の若狭町政治倫理条例第1条、第2条、第3条にある「町長等及び議員は」と明記されている部分の条例制定については、当事者である行政執行部が含まれております。今後について、議会議員と切り離すことが必要であります。

町三役に対しての条例制定は、これまでに若狭町長に正式な通告をして、了解の確認ができていますのかどうかをお尋ねします。

○議長（辻岡正和君）

議会改革特別委員会委員長 島津秀樹君。

○議会改革特別委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、藤田議員への御質問にお答えをいたします。

今回、上程をしております若狭町議会議員政治倫理条例は、現行の若狭町政治倫理条例を改正をするものではなく、新たに議員のみを対象とした条例を制定をするものであります。現行の若狭町政治倫理条例はそのまま存在をいたします。また、行政側とも今回ずっと調整をしながら委員会の作業を進めてまいりました。

○議長（辻岡正和君）

6番 藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

2つ目の質問です。

これまでに制定内容について、議員に対しては勉強会として説明がされていますが、住民主体を尊重しての議会広報誌などでの内容告示や直接対話での議員と語る会などの開催をして、制定施行後に住民からの苦情が発生しないように配慮をして、改正内容について住民の意見や考えを聴取してきたのでしょうか。委員長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

議会改革特別委員会委員長 島津秀樹君。

○議会改革特別委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今回、上程している若狭町議会議員政治倫理条例の第1条の目的にも書かれておりますように、私たち議会議員は、町民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努めて、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを町民に宣言する、というふうにしております。

私たち議会議員自身が自らを律し、町民の皆様に対して宣言をする。それを自ら制定した上で、町民の皆様にお伝えしていく。そのために施行日を来年4月1日といたしました。今後、議会広報などをもって広く広報していくことが大切だと思っております。

○議長（辻岡正和君）

そのほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、発委第5号「若狭町議会議員政治倫理条例の制定について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

6番 藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

討論をお許しくださり、ありがとうございます。

国では、地方自治法で第92条の2の規定を緩和し、請負を300万円まで認める制度改正をしております。国会では政治資金規正法問題や裏金資金問題が発生しております。制度緩和は地方自治体に甘くして、都合のよいようにされているように思えるのが否めません。

若狭町でも住民からの信頼が得られる議会議員の在り方として、倫理条例を制定して、お金に関しては厳しい姿勢を正さなければなりません。議員の資質が問われます。今議会で、若狭町政治倫理条例の制定案が発委されましたので、私は反対討論の発言をさせていただきます。何点かあります。

現行の若狭町政治倫理条例第1条、第2条、第3条にある「町長等及び議員は」と明記されている部分の条例改正は、当事者である行政執行部と一旦切り離すこととなります。町三役に対する条例も改正しなければならないことの正式な通達、了解は取れていないということですが、質問させていただきましたが、これは同時に並行して審議すべきであります。その部分を放任して省くのは、町側に対して責任を放棄していることに

なります。問題を後回しにしてはなりません。

本議場に町三役もおられます。私は、町長に承知しているのか直接、尋ねていますが、正式な通告はされていないとの回答を得ております。事前確認ができていないのであれば、議案提出に対する不備があるということを考えます。

2つ目に、次に現行の若狭町政治倫理条例は、立候補を拘束するものではありません。果たして無投票選挙に大きく影響しているのかどうか。はっきりとしたその根拠はあるのか。と申しますのは、若狭町における立候補者の成り手不足の要因として、地方自治総合研究所の調査資料によると、「女性議員と若年層議員に対しての問題意識こそが重要であり、受注請負緩和をしてもこの問題は解決しない。それよりもむしろ報酬金額の改善策が必要であり、それらを含めた総合的な検討を進めていくべきです」との論理が指摘されていて、請負の緩和は成り手不足の根本的な論点のすり替えになっていると説明をされています。

3番目として、ほかの地方自治体でも現状では早急な改革は進んでおりません。高知県大川村（2024年9月30日現在210世帯351人 6議席）の実例を見ても、2013年以降、2019年までの6年間に毎年のように研修会を開催し、多数の議員、行政各課長、関係委員、県議会議員など多くの参加者、一般公開を踏まえて慎重に取り組んでおります。

当町議会改革特別委員会は、今までに相当の期間が経過しておりますが、これまでに住民主体を尊重した議会広報誌での内容公開や直接対話での議員と語る会などの開催を設けておらず、住民の意見、考えを聴取してきたのかの質問をしましたけれども、これでは十分とは思えません。住民無視の態度であります。そうした機会を省いて結論を急ぐ必要はありません。

議員に対しては説明会のみ開催されておりますけれども、議会改革特別委員会のメンバーだけで進行してきたことを危惧しています。条例制度施行後に住民からの苦情や反発が発生しないように配慮をして慎重にすることも必要です。

4番目として、年間300万円の緩和をしても、議員報酬の手当もありながら、なぜにそれだけの金額の請負を認めなければならないのでしょうか。はっきりとした理由はあるのでしょうか。

若狭町の現状では、請負の選考におきまして委託事業者が、議員が関係する事業者以外に町内または近隣に全く現存しないということは考えられません。代替者は必ず見つかります。若狭町にとって、現行制度の今までを振り返ってみても、委託業者がいなくて問題となっていたことはありません。議員個人の私益を高めることになれば、市民の

自治体、議会離れを促す危険性はないかという点が問われます。これを心配します。

「300万円まで認めてもよい」は、「認めなければならない」という強制のものではありません。自治体の任意で決められます。当若狭町自治体にふさわしい制度にすべきです。

ここで、茨城県水戸市の条例を参考として、引用させていただきます。

議員、議員関係者（議員の配偶者、2親等以内の親族または同居の親族をいう。）または議員関係企業（議員が役員を務め、または実質的に経営に携わる企業をいう。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町契約等に係る受注を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。ということで、議員自らが受注を辞退することになっています。

以上の論点から、発委第5号「若狭町議会政治倫理条例の制定について」に議員及び議員の親族に係る請負等に関する規制を「災害発生などの緊急事態を除いて、町契約等に係る受注を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。」の項目を付け加えることとすべきです。

本議会の結果は広報誌にて公表されますが、要件を完全に満たしていない不備なまま発委に臨んだことは議会不信になることでしょう。そして、ほかの地方自治体のようにいま一度、住民への丁寧な問題提起や意見交換の過程を踏まえない限り条例施行後に問題が発生することや反発などを危惧し、再度の見直しをして、機が熟すまでの間、施行を留保しながら本議会での議決を先延ばしすることを提案しまして反対討論といたします。議員各位、しっかりと賛否の表明をお願いします。

以上です。

○議長（辻岡正和君）

原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第5号「若狭町議会議員政治倫理条例の制定について」、本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

～日程第20 発委第6号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第20、発委第6号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部改正について」を議題とします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 島津秀樹君。

○議会改革特別委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、発委第6号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の改正を受け、若狭町議会議員政治倫理条例の制定に伴い、若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部を改正し、議員の親族に係る若狭町に対する請負等の状況、議員または親族が実質的に経営に携わる法人に係る若狭町に対する請負等の状況、議員の親族が役員である法人、その他の団体に係る若狭町の公の施設の指定管理者の指定の状況を報告並びに公表する内容を追加するものであります。

これにより、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組に加え、議員の親族等による請負等の状況も明らかにし、地方議会議員の成り手の確保と議会の運営の構成及び事務の執行の適正を図る地方自治法第92条2の改正の趣旨に沿った内容に改めたいので、この案を提出させていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ御決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、発委第6号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部改正

について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第6号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部改正について」
本案は、原案のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立多数]

○議長(辻岡正和君)

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第21 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第21「議員派遣報告および議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第5回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月3日の開会以来、本日まで16日間にわたり提案されました工事請負契約の締結、条例の制定及び一部改正、令和6年度若狭町一般会計補正予算はじめ、各会計の補正予算、また指定管理者の指定などの議案につきまして終始熱心に審議いただき、本日ここに全議案の審議を終え、無事、閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当

たりましては、住民福祉向上のために、なお一層の努力を払われるよう希望するものがあります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会では、工事請負契約の締結をはじめ、条例の制定及び一部改正、令和6年度若狭町一般会計補正予算、指定管理者の指定など、数多くの案件を本会議及び各常任委員会において御審議をいただき、御提案申し上げました全ての案件につきまして可決をいただき、誠にありがとうございました。

また、先ほど議会において議決されました事項につきましては、十分留意して今後の町政運営に努めてまいり所存でございます。

昨日、国におきましては、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく補正予算が成立をいたしました。この補正予算につきましては、物価高対策のための重点支援地方交付金も計上されており、有効に活用できるよう低所得高齢者世帯支援給付をはじめとする事項につきまして、迅速に対応してまいりたいと考えております。

また、本町におきましては、12月14日に積雪が観測されております。この冬におきましても、地域防災計画の雪害予防対策に基づき、降雪時における道路交通の確保、また関係機関と連携を図りながら円滑な除雪作業を実施し、町民の皆様の生活の安全・安心と経済活動を確保することに努めてまいりたいと考えております。

今年も残すところ2週間となりました。議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、輝かしい新年をお迎えになられますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前11時30分 閉会）